

富士市火災予防条例(抜粋)

(罰則)

第 49 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 30 条の規定に違反して指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱った者
- (2) 第 31 条の規定に違反した者
- (3) 第 33 条又は第 34 条の規定に違反した者
- (4) 第 42 条の3第2項の規定に違反して、同条第1項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかつた者